

**改正**

平成29年4月1日告示第70号

平成30年6月1日告示第163号

平成31年3月15日告示第29号

令和2年1月31日告示第13号

令和4年8月19日告示第199号

令和6年4月1日告示 号

伊賀市低入札価格調査要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、伊賀市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2第2項の規定に基づき落札者を決定するために行う調査（以下「低入札価格調査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

**第2条** この要領の対象となる建設工事は、令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札に付す建設工事とする。

(調査基準価格)

**第3条** 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、別表第1に掲げる算定式により算定された価格（その価格に1万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた価格）とする。ただし、その価格が入札書比較価格の10分の7に満たない場合は、10分の7とする。

(失格基準価格)

**第4条** 失格基準価格（調査基準価格を下回った場合に、契約の内容に適合した履行がなされないと判断される金額をいう。以下同じ。）を下回る入札が行われた場合には、調査を実施することなく、当該入札を失格とする。

2 失格基準価格は、別表第2に掲げる算定式により算定された価格（その価格に1万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた価格）とする。ただし、その価格が入札書比較価格の10分の7に満たない場合は、10分の7とする。

(見積内訳等の検討に係る判断基準)

**第5条** 見積内訳等の検討に係る判断基準(調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格以上の価格であっても失格とする基準をいう。)は、別表第3に掲げるものとし、これを全て満たさない場合は、当該入札を失格とする。

(入札参加資格者への周知)

**第6条** 市長は、入札の執行に当たり次に掲げる事項について、入札参加資格者に周知するものとする。

- (1) この要領の適用があること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札(以下「低入札」という。)が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 低入札を行った者(以下「低入札者」という。)は、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者であっても、必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 低入札者は、市が指定した期日までに低入札価格調査に必要な資料の提出及び事情聴取に協力すべきこと。
- (5) 不誠実な行為に対しては、適切な措置を講じること。
- (6) 調査基準価格を下回った金額で契約する場合は、次に掲げる事項の適用があること。
  - ア 契約保証金を契約金額の10分の3以上とすること。
  - イ 前金払の限度額を契約金額の10分の2とすること。
  - ウ 中間前金払の限度額を契約金額の10分の1とすること。
  - エ 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者のほかに、当該公告において主任技術者又は監理技術者に求めた要件を満たす者を、専任の担当技術者として1人追加配置しなければならないこと。
  - オ 建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者(以下「主任技術者等」という。)は、現場代理人及び専任の担当技術者との兼務は認められないこと。

(落札決定の保留)

**第7条** 市長は、入札の結果、低入札者が落札候補者となった場合には、落札決定を保留するものとする。この場合において、入札は、落札者は後日決定する旨を告げて終了する。

- 2 当該低入札者が入札時に低入札価格調査辞退届(様式第1号。以下「辞退届」という。)を提出した場合は、当該低入札者がした入札を無効とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした

者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とする。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であったときは、前項の手続を行うものとし、次順位者が辞退届を提出しているときは、この項の手続を落札候補者が決定するまで繰り返すものとする。

（低入札価格調査の実施）

**第8条** 前条第1項の規定により落札決定が保留されたときは、当該工事担当課長及び契約担当課長は、速やかに低入札価格調査を行うものとする。

2 低入札価格調査は、低入札者に第1号及び第2号に掲げる書類の提出を求め、当該書類により行うものとする。ただし、低入札価格調査に当たり、必要があると認めるときは、第3号から第14号までに掲げる書類の提出を求めることができる。

- (1) 当該価格で入札した理由（様式第2号）
- (2) 入札価格算定に係る見積内訳書（本市工事設計書に準じた様式）
- (3) 下請予定業者の状況（様式第3号）
- (4) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況（様式第4号）
- (5) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況（様式第5号）
- (6) 契約対象工事場所と入札者の事務所、倉庫等との関連（様式第6号）
- (7) 手持ち資材の状況（様式第7号）
- (8) 資材購入先及び購入先と入札者との関係（様式第8号）
- (9) 手持ち機械数の状況（様式第9号）
- (10) 労務者の具体的供給見通し（様式第10号）
- (11) 過去に施工した公共工事名及び発注者名（様式第11号）
- (12) 建設副産物の処分計画（様式第12号）
- (13) 公告において周知した事項調査（様式第13号）
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項に定めるもののほか、低入札価格調査は、低入札者に対する事情聴取、関係機関への照会等により行うものとする。

（調査結果の報告）

**第9条** 契約担当課長は、低入札価格調査が行われたときは、その結果を、伊賀市入札参加資格審査会規程（平成16年伊賀市訓令第40号）第1条に規定する伊賀市入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）の審査に付すものとする。

2 契約担当課長は、第5条の規定により失格としたときは、直近の審査会に当該失格とした旨を

報告するものとする。

(審査会の審査)

**第10条** 審査会は、前条の規定により契約担当課長から調査結果の報告があったときは、必要な審査を行うものとする。

(審査会の審査に基づく落札者の決定等)

**第11条** 市長は、前条に規定する審査会の審査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、当該契約に係る低入札者を落札者として決定する。

2 市長は、前項の審査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、低入札者を落札者とせず、次順位者を落札候補者とする。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、当該次順位者について改めて低入札価格調査を行うものとする。

3 前項後段の規定により低入札価格調査を行った結果、次順位者を落札者として決定しないときは、同項に規定する手続を落札者が決定するまで繰り返すものとする。

4 市長は、第2項の規定により低入札者を落札者としなことを決定したときは、当該低入札者に対し低入札価格調査結果通知書（様式第14号）により通知するものとする。

(その他)

**第12条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

#### 附 則（平成29年4月1日告示第70号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和2年1月31日告示第13号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和4年8月19日告示第199号）

この告示は、令和4年9月1日から施行する。

#### 附 則（令和6年4月1日告示第 号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

調査基準価格の算定式

（税抜き）

業種	算定式
土木工事（水道・工業用水道及び電気含む。）	直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.75
建築工事等（解体工事を除く。）	直接工事費×90%×0.97+共通仮設費×0.97+（直接工事費×10%+現場管理費）×0.9+一般管理費等×0.75 ※建築工事に付随する設備工事は、上記に準ずる。
鋼橋製作・架設工	直接工事費×0.97+（間接労務費+共通仮設費）×0.97+（工場管理費+現場管理費）×0.9+一般管理費等×0.75
水管橋製作及び架設工事	直接製作費×0.97+間接労務費×0.97+（工場管理費+設計技術費）×0.9+直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97+（現場管理費+据付間接費）×0.9+一般管理費等×0.75
機械設備製作・据付工（上水道機械設備工事・下水機械設備工事を除く。）	（直接製作費+直接工事費）×0.97+（間接労務費+共通仮設費）×0.97+（工場管理費+設計技術費+現場管理費+据付間接費）×0.9+一般管理費等×0.75
電気・通信設備工事（上水道電気・下水電気・通信設備工事を除く。）	機器単体費×0.92+直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97+（現場管理費+機器間接費）×0.9+一般管理費等×0.75 ※土地改良工事積算基準などの積算体系を用いているものは、機器単体費を機器費、機器間接費は技術者間接費と読み替えるものとする。
上水道電気工事	（機器費+製作原価）×0.92+直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97+（現場管理費+据付間接費+設計技術費+指導員派遣費）×0.9+一般管理費等×0.75 ※機器費には購入機器費を含むこと。
機械設備、電気設備、通信設備工事（水道事業及び工業用水道事業）	機器費×0.92+直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97+（設計技術費+現場管理費+据付間接費）×0.9+一般管理費等×0.75 ※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、

	<p>直接経費、仮設費とする。</p> <p>※機器費は管弁類・機械等購入費とし、直接工事費は機器費を含まないこと。</p>
下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事	<p>機器費×0.92+直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97+(設計技術費+現場管理費+据付間接費)×0.9+一般管理費等×0.75</p> <p>※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費及び仮設費とする。</p>

備考

- 1 共通仮設費は、共通仮設费率分と積み上げ分の合計額とする。
- 2 共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、調査基準価格を算出するものとする。
- 3 算定方法は、費目ごとに率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。
- 4 調査基準価格の算定については、「スクラップ評価額」は、「算定式の直接工事費」に含むものとする。

$$\text{「算定式の直接工事費」} = \text{「設計内訳表の直接工事費計」} + \text{「スクラップ評価額」}$$

別表第2 (第4条関係)

失格基準価格の算定式

(税抜き)

業種	算定式
土木工事(水道・工業用水道及び電気含む。)	<p>直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費等×0.55</p>
建築工事等(解体工事を除く。)	<p>直接工事費×90%×0.935+共通仮設費×0.9+(直接工事費×10%+現場管理費)×0.8+一般管理費等×0.55</p> <p>※建築工事に付随する設備工事は、上記に準ずる。</p>
鋼橋製作・架設工	<p>直接工事費×0.95+(間接労務費+共通仮設費)×0.9+(工場管理費+現場管理費)×0.8+一般管理費等×0.55</p>
水管橋製作及び架設工事	<p>直接製作費×0.95+間接労務費×0.9+(工場管理費+設計技術費)×0.8+直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+(現場管</p>

	理費＋据付間接費）×0.8＋一般管理費等×0.55
機械設備製作・据付工（上水道機械設備工事・下水機械設備工事を除く。）	（直接製作費＋直接工事費）×0.95＋（間接労務費＋共通仮設費）×0.9＋（工場管理費＋設計技術費＋現場管理費＋据付間接費）×0.8＋一般管理費等×0.55
電気・通信設備工事（上水道電気・下水電気・通信設備工事を除く。）	機器単体費×0.875＋直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋（現場管理費＋機器間接費）×0.8＋一般管理費等×0.55 ※土地改良工事積算基準などの積算体系を用いているものは、機器単体費を機器費、機器間接費は技術者間接費と読み替えるものとする。
上水道電気工事	（機器費＋製作原価）×0.875＋直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋（現場管理費＋据付間接費＋設計技術費＋指導員派遣費）×0.8＋一般管理費等×0.55 ※機器費には購入機器費を含むこと。
機械設備、電気設備、通信設備工事（水道事業及び工業用水道事業）	機器費×0.875＋直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋（設計技術費＋現場管理費＋据付間接費）×0.8＋一般管理費等×0.55 ※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。 ※機器費は管弁類・機械等購入費とし、直接工事費は機器費を含まないこと。
下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事	機器費×0.875＋直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋（設計技術費＋現場管理費＋据付間接費）×0.8＋一般管理費等×0.55 ※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費及び仮設費とする。

#### 備考

- 1 共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とする。
- 2 共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、失格基準価格を算出するものとする。

3 算定方法は、費目ごとに率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。

4 失格基準価格の算定については、「スクラップ評価額」は、「算定式の直接工事費」に含むものとする。

「算定式の直接工事費」＝「設計内訳表の直接工事費計」＋「スクラップ評価額」

### 別表第3（第5条関係）

見積内訳等の検討に係る判断基準

#### 1 基本的判断基準

- (1) 発注者が指定した日時までに調査資料が不備なく提出されていること。
- (2) 専任の担当技術者を配置できることが確認できること。
- (3) 入札価格は適正な見積りに基づく公正な価格競争結果であること。
- (4) 下請業者からの見積りが適正に反映され、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せのおそれがなく、直接工事費や現場管理費に従業員手当等が適正に計上され、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。
- (5) 工事の確実な履行を確保するため、企業の健全な経営に悪影響を及ぼす見積り（赤字を前提とした見積り等）でないこと。
- (6) 調査対象の事業者は調査に際し誠実で協力的であること。

#### 2 見積内訳書の判断基準

見積内訳書とは、設計内訳表、明細表、単価表、施工単価表、運転単価表等をいうものとする。ただし、建築工事については、工事仕様書の内訳、種目別内訳、科目別内訳及び細目別内訳をいうものとする。

- (1) 設計内訳表の下表の全ての費目について、発注者の設計金額に下表の率を乗じた価格以上であること。なお、端数処理は、対象額にそれぞれの率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。

	材料費・機器単 体費・機器費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
土木工事	—	95%	90%	80%	55%
建築工事	—	93.5%	90%	80%	55%
電気・通信・ 機械設備工	87.5%	95%	90%	80% (機器間接費)	55%



				を含む。)	
上記以外	—	95%	90%	80%	55%

※ 上記各費目の算定対象は低入札価格調査基準価格の算定対象と同様とする。

- (2) 設計内訳表及び明細表に記載された数量が、発注者の明示する数量を満たしていること。  
 なお、発注者が単価表の提出を求めた場合は、単価表の数量が発注者の明示する数量を満たしていること。ただし、建築工事については数量の妥当性が確認できればこの限りでない。
- (3) 設計内訳表、明細表に記載された単価、金額の計算の整合がとれていること。(違算は認めない。ただし、金額に影響がない誤記はこの限りでない。) なお、発注者が単価表、施工単価表、運転単価表等の提出を求める場合には、設計内訳表、明細表に加えて、単価表、施工単価表、運転単価表においても、単価、金額の計算の整合がとれていること。(違算は認めない。ただし、金額に影響がない誤記はこの限りでない。)
- (4) 総合評価の技術提案に係る数量、単価及び金額が見積内訳書に適正に計上されていること。  
 この場合において、発注者が明示した見積内訳書と名称及び数量が異なっても差し支えないものとする。
- (5) 設計内訳表における千円未満の端数処理については認めることとし、端数処理の箇所については問わない(設計内訳表以外の端数処理は認めない。)。ただし、建築工事については見積内訳書における千円未満の端数処理は認めることとする。
- (6) 材料及び製品は、設計仕様を満足する品質及び規格を有すること。
- (7) 材料単価は、適正な取引価格に基づくものであること。
- (8) 労務単価、作業能力、機械運転経費等は、適正に計上されていること。
- (9) 建設廃棄物は、適正な搬出先、適正な処理費用が計上されていること。
- ※ 建築工事に付随する設備工事の判断基準は、建築工事に準じるものとする。